

長門市立小・中学校空調設備運用指針

令和元年 8 月

長門市教育委員会

目 次

| | | |
|-----|---------------------------|---|
| 1 | はじめに | |
| (1) | 本指針について | 2 |
| (2) | 児童・生徒の健康への配慮及び環境負荷の低減について | 2 |
| 2 | 夏季の空調設備の使用について | |
| (1) | 使用期間について | 3 |
| (2) | 使用時間について | 3 |
| (3) | 使用の目安について | 3 |
| (4) | 温度設定について | 3 |
| (5) | 効率的な運用について | 4 |
| (6) | その他 | 4 |
| 3 | 冬季の空調設備の使用について | |
| (1) | 使用期間について | 5 |
| (2) | 使用時間について | 5 |
| (3) | 温度設定について | 5 |
| (4) | 効率的な運用について | 5 |
| (5) | その他 | 6 |
| 4 | 空調設備の操作について | |
| (1) | 運転開始時 | 7 |
| (2) | 運転中 | 8 |
| (3) | 運転終了時 | 8 |
| 5 | 空調設備の日常管理について | |
| (1) | 空調設備の定期的な清掃等 | 9 |
| 6 | その他 | |
| (1) | 本内容について | 9 |

1 はじめに

(1) 本指針について

本指針は、児童・生徒が意欲的に学び、生活することができる快適な学習環境の整備と、近年の夏季の猛暑等により多発する熱中症の効果的な対策として、普通教室等に空調設備を整備したことに伴い、空調設備の適正な使用方法など運転及び操作等の基本ルールを定めたものです。

今後は本指針に沿って、職員室等の既設の空調設備を含め、適正かつ効果的に空調設備を使用するとともに、児童・生徒、教職員それぞれが、省エネルギー、地球環境に対する意識の向上に努めてください。

(2) 児童・生徒の健康への配慮及び環境負荷の低減について

空調設備を設置することは、熱中症予防や快適な学習環境が確保できる一方で、冷房病（頭痛、腹痛、食欲不振、全身のだるさ等）など健康を損なう危険性もあります。特に体の機能が未熟な小・中学生は、大人よりも冷房による影響を受けやすいので注意が必要です。

また、空調設備を使用することにより、温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出量が増えるなど環境に負荷を与えてしまうという側面も持っています。

そのため、本指針に基づき、児童・生徒の健康への配慮と地球環境への配慮とのバランスを保ちながら、適正かつ効率的な空調設備の運用を進めてください。

2 夏季の空調設備の使用について

(1) 使用期間について

『6月から9月までの期間』を基本とします。

- ・この期間外でも、異常気象等により児童・生徒の健康を損なう危険性がある場合は、学校長の判断により空調設備を使用できるものとします。

(2) 使用時間について

『普通教室・特別教室は授業時間内』、『管理諸室は勤務時間内』を基本とします。

- ・授業時間には、学級指導、給食指導の時間を含みます。
- ・体育の授業等で教室を使用しない場合には、必ず電源を切るようにしてください。
- ・こまめにスイッチのオン・オフをするよりも連続使用した方が、ランニングコストを抑えられるため、休み時間（昼休みも含む）も使用可能とします。
- ・掃除時間においては、ファルター内にほこりを吸い込み、故障の原因となりますので、必ず電源を切るようにしてください。
- ・上記時間以外で空調設備の使用を必要とする場合は、学校長の許可のもとに使用してください。

(3) 使用の目安について

『WBGT（暑さ指数）が25℃以上のとき』とします。

WBGT（暑さ指数）は、熱中症を予防することを目的とした、①気温、②日射・輻射など周辺の熱環境、③湿度の3つを取り入れた指標です。（気温とは異なります。）

- ・WBGT測定器は教育委員会より各学校へ配布します。

【参考：日常生活に関する指針】

| 危険度 | 危険 | 嚴重警戒 | 警戒 | 注意 |
|------|-------|----------------|----------------|-------|
| WBGT | 31℃以上 | 28℃以上 31℃未満 | 25℃以上 28℃未満 | 25℃未満 |

(4) 温度設定について

『基本28℃』とします。

- ・室温（教室内の温度計表示）が28℃になるよう23℃～30℃の範囲内で一時的に温度設定を変更できることとします。
- ・設定温度の下げ過ぎは、児童・生徒が体調を崩す原因となるほか、エネルギーの無駄使いにつながりますので注意してください。

【参考】

「学校環境衛生基準（平成30年度改訂版）」（文部科学省）では、児童・生徒の健康を保護し、かつ快適に学習する上で維持することが望ましい温度は、17℃以上28℃以下となっています。

（5）効率的な運用について

①カーテン等の活用について

- ・空調設備使用中は、ドアや窓を閉め、状況に応じてカーテン等を活用してください。
- ・カーテン等を活用することにより、直射日光や外気熱を遮断し、効率よく教室を冷やすことができ、エネルギー節減にもつながります。

②扇風機の活用について

- ・冷房時に扇風機の併用が有効です。
- ・扇風機を空調設備と併用することにより、室内の冷気を効率よく循環させることができ、より涼しさを感じられ、エネルギーの節減にもつながります。

（6）その他

①換気について

- ・教室内の環境保持のため、定期的に窓を開けて換気を行ってください。

②児童・生徒の健康への配慮について

- ・体感温度には個人差がありますので、児童生徒一人ひとりの体調等に注意を払って運転してください。
- ・長時間、直接、児童・生徒に風が当たらないよう配慮してください。
- ・冷房に伴う体調不良（頭痛、腹痛、食欲不振、全身のだるさ等）に気をつけてください。
- ・水泳授業後で髪が濡れていたり、運動後に汗をかいたりした状態で冷風にあたると、急激に体温が下がることがあるので注意してください。

③休日（土日祝・夏季休業期間中）の使用について

- ・学校行事等（補習授業・課外授業等）で空調設備の使用を必要とする場合は、学校長の許可のもとに使用してください。

3 冬季の空調設備の使用について

- ・冬季は今までどおり、石油ストーブ等を利用してください。
- ・空調設備は使用しないでください。ただし、石油ストーブ等だけでは、室温（教室内の温度計表示）が17℃に達しない場合には、一時的に空調設備の使用を認めます。

以下、冬季に空調設備を利用する場合

(1) 使用期間について

『12月から3月までの期間』を基本とします。

(2) 使用時間について

『普通教室・特別教室は授業時間内』、『管理諸室は勤務時間内』を基本とします。

- ・授業時間には、学級指導や給食指導の時間を含みます。
- ・体育の授業等で教室を使用しない場合には、必ず電源を切るようにしてください。
- ・掃除時間においては、ファルター内にほこりを吸い込み、故障の原因となりますので、必ず電源を切るようにしてください。
- ・上記時間以外で空調設備の使用を必要とする場合は、学校長の許可のもとに使用してください。

(3) 温度設定について

『基本17℃』とします。

- ・室温（教室内の温度計表示）が17℃になるよう17℃～24℃の範囲内で一時的に温度設定を変更できることとします。

【参考】

「学校環境衛生基準（平成30年度改訂版）」（文部科学省）では、児童・生徒の健康を保護し、かつ快適に学習する上で維持することが望ましい温度は、17℃以上28℃以下となっています。

(4) 効率的な運用について

①カーテン等の活用について

- ・空調設備使用中は、ドアや窓を閉め、状況に応じてカーテン等を活用してください。

- ・カーテン等を活用することにより、外の冷気を遮断し、効率よく教室を暖めることができ、エネルギー節減にもつながります。また、晴れた日には、カーテンを開けて日光を取り入れることで暖房効率が上がります。

②扇風機の活用について

- ・状況に応じて扇風機を活用すること。
- ・暖かい空気は、天井近くにたまるため、エアコンの風向きの調整や、扇風機を活用し、教室の空気をかき混ぜることで暖房効率が上がります。

(5) その他

①換気について

- ・教室内の環境保持のため、定期的に窓を開けて換気を行ってください。特に冬場は、教室を閉め切ったままでは、空気が汚れたままとなり、インフルエンザ等の感染症の増加につながります。

②児童・生徒の健康への配慮について

- ・長時間、直接、児童・生徒に風が当たらないよう配慮してください。
- ・冬季は乾燥しやすく風邪等の原因となります。教室内に濡れタオルを干したり、水を入れたバケツを設置したりして乾燥対策を行ってください。

③休日（土日祝・冬季休業期間中）の使用について

- ・学校行事等（補習授業・課外授業等）で空調設備の使用を必要とする場合は、学校長の許可のもとに使用してください。

4 空調設備の操作について

(1) 運転開始時

『空調設備の操作は、必ず教職員が行ってください。』

- ・当初の使用開始は、学校長の許可のもとに、事務室設置の集中リモコンで行ってください。
- ・リモコン操作を児童・生徒が行わないように十分に指導してください。

【重要】電気代抑制のための対策（電気方式の空調設備のみ）

電気代の基本料金は、過去1年間のデマンド値（30分間※の平均使用電力）の中で、最も高い値により算定されます。つまり、1回でも高いデマンド値が出ると、その値を1年間、電気代の基本料金の算定として使用されることとなります。

電気代を抑制するには、高いデマンド値が出ないようにすることが重要になるため、事務室にデマンドコントローラを設置し、デマンド値を監視しています。

※30分間とは毎時の0分～30分、30分～60分となります。

<デマンドコントローラについて>

学校内全体のデマンド値を監視し、電気の使用状況が、設定したデマンド値を超過しそうになった場合にアラームを鳴らします。

■デマンド値を抑制するために

空調設備は、起動時に一番電気を使用します。学校内の空調設備を一斉に起動させると、デマンド値が高くなりますので、起動時間が重ならないようにしてください。

(例)

8時15分に1階の空調設備を起動し、8時35分に2階の空調設備を起動する。

■アラームが鳴ったら

設定したデマンド値を超える可能性があるため、空調設備等の電源を切って電気使用量を下げてください。

※空調設備の電源を切る場合は、教室の稼働を優先するため、職員室や校長室等の電源から切るようお願いします。

(2) 運転中

- ・室内が適正な温度になるよう教室のリモコンにより調整してください。
- ・児童・生徒の体調には十分に配慮した温度設定にしてください。
- ・空調設備の操作は、必ず教職員が行ってください。

(3) 運転終了時

- ・使用時間外は、各教室のリモコンにより教職員が電源を切ってください。
(切り忘れがないよう注意してください。)
- ・教職員の退勤時には、集中リモコンにより全ての空調設備が停止していることを必ず確認してください。

5 空調設備の日常管理について

(1) 空調設備の定期的な清掃等

- ・ 使用期間のはじめに室内機フィルターを清掃してください。
- ・ フィルターが汚れていると、その汚れが部屋中に拡散され、児童・生徒の健康への悪影響の原因となります。
- ・ フィルターが汚れていると、空調設備の性能が弱まり、ランニングコストの高騰や故障の原因となります。

6 その他

(1) 本内容について

- ・ 本内容は、使用状況、ランニングコスト及び学校の要望を考慮して変更することがあります。